

(案)

委 託 契 約 書

委託業務の名称 令和8年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策
事業業務委託

委託料の額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(税率計10%)の額
金 円)

委託の期間 着手 令和8年 月 日
履行期限 令和9年3月15日

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別紙仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項及び第3項の規定は、甲が福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。
- 3 業務委託料の変更があった場合には保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を求めることができ、乙は、保証の減額を請求することができる。
- 4 契約保証金から発生した利子は、甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

- 第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

- 2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに設計図書に定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第5条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理を司る主任技術者を置き、この契約締結後速やかに当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了及び検査)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、完了届に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査をしなければならない。
 - 3 第2項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
 - 4 乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第11条 乙の責に帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に参入しない。

(契約不適合)

第12条 甲は、第9条第2項又は第4項の規定による検査に合格した日から3年間、乙に対して成果品の契約不適合に関する修補を請求し、又はその修補に代え若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に成果品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに成果品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）

が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は、同条

第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契条約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときはさらに追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につきその保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（再委託）

第18条 乙は、受託事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、甲と協議のうえ、事業の一部を委託することができる。

2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補 則)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和8年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業 仕様書

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業（以下「本業務」という。）の受注者の業務内容について、必要な事項に関して定めるものとする。

（背景・目的）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、長期間の避難を余儀なくされた地域では、近年急激に生息域を拡大しているニホンザル等の野生動物による居住区域への侵入等の生活環境被害が帰還を妨げる要因の1つとなっている。

令和5年度には、特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除される等、帰還に向けた準備が着実に進められているが、国、県及び各市町村による調査により、避難指示解除区域の付近に複数のニホンザルの群れが分布しており、これらの群れは、帰還困難区域と避難指示解除区域にまたがる行動圏を持つことも明らかにされた。

しかしながら、現状、特定復興再生拠点解除区域付近で新しく確認されたニホンザルの群れについては、群れの規模や加害性等の実態が詳細に把握されておらず、町村においても全ての群れの調査や対策に着手できていない。さらに、特定復興再生拠点解除区域付近は、住民の帰還が進んでおらず、対策の担い手が少ない他、町村のマンパワーが少ないことに加え、町村境をまたいだ行動圏を持つ群れも存在することから、町村単独での対策は困難であり、広域自治体として、県も主体的に対策に取り組んで行く必要がある。

住民の帰還に向けて、国、県、市町村等が連携したニホンザルの群れの実態把握及び対策が急務となっていることから、特定復興再生拠点解除区域における広域的なニホンザル対策の方針を整理し、各町村において、短期的には国及び県の支援の下、長期的には単独で対策が実施できる体制を整備することを目標として、ニホンザル広域対策事業を実施する。

1 業務名

令和8年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業

2 実施期間

契約締結日から令和9年3月15日

3 業務内容

（1）業務の概要

特定復興再生拠点解除区域周辺のニホンザルの群れについて、有効な対策を検討するため、令和6年度は、網羅的な調査を実施するとともに、特に対策が必要と考えられる群れ（浪江町津島地区及び飯舘村長泥地区周辺の群れ）について、グローバル・ポジショニング

グ・システム(GPS)衛星による測位情報を取得する発信器(以下、「GPS 発信器」という。)等による遊動域の詳細調査を実施し、調査に基づいた令和7年度以降に必要な対策の提案を行った。

令和7年度は、令和6年度における対策提案を基に、市町村ニホンザル管理事業実施計画との整合を図りつつ、飯舘村に生息する「長泥群」の捕獲を実施した。

令和8年度は、令和6年度における対策提案及び住民の帰還状況等を踏まえ、特定復興再生拠点解除区域に出没するニホンザルの群れの捕獲を行う。また、令和6年度から令和8年度まで実施した本業務の報告会を開催する。

具体的には、以下の内容を実施する。

- 特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザルの群れ捕獲
 - ・捕獲対象の群れの決定
 - ・事前調査及び捕獲適地の選定
 - ・わなの設置及び管理
 - ・周囲の群れの調査
 - ・対象群の捕獲
 - ・捕獲個体の処分
 - ・わなの撤去
- ニホンザル広域対策事業報告会の開催
 - ・事業報告会の開催・運営
 - ・令和6年度から令和8年度までの実施内容の報告
 - ・事業結果に基づく避難12市町村におけるニホンザル対策の方針提案

(2) 業務の詳細

ア 発注者との打合せ

- 議事録作成
 - 着手時、実施中(中間報告)、実施後の3回実施し、各段階における状況を報告するとともに、議事録を作成する。
 - 打合せ場所については、福島市内を想定している。

イ 特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザルの群れ捕獲

- 捕獲対象の群れの決定
 - 本業務における捕獲の対象となる群(以下「対象群」という。)は、特定復興再生拠点解除区域である浪江町津島地区付近に出没する「羽附群」及び飯舘村長泥地区付近に出没する「長泥群」を想定するが、発注者と協議の上最終決定するものとする。
- 事前調査及び捕獲適地の選定

受注者は、捕獲前に現地調査を行い、捕獲適地(捕獲の実施箇所)を選定する。

捕獲適地の選定に際しては、令和7年度業務で取得したGPSデータを解析し、対象群の遊動域を把握した上で決定するものとする。

なお、捕獲場所は、浪江町津島地区内又は飯舘村長泥地区内のうち各1地点(帰還困難区域外)とする。

○ わなの設置及び管理

捕獲用わなについては、囲いわなを最大で2台(1群につき1台)とし、受注者が調達する。

わなの設置にかかる地権者との調整は、捕獲地点の帰属する市町村と協力して発注者が実施する。

設置したわなについては、通信機能付きセンサーカメラ又は捕獲管理用のICT機器により、ニホンザルの誘引状況をモニタリングすること。

捕獲期間中は、1週間に1回程度の頻度で、誘引餌の交換を行うこと。

○ 周囲の群れの調査(GPS発信器の装着・1群)

令和7年度業務における捕獲実施の際、対象群ではない群れの誘引が確認され、群れの特定が難しかったことにより、捕獲実施の妨げとなった。

このことから、群れが密集する特定復興再生拠点解除区域で捕獲を行う本業務において、未標識群の影響を可能な限り排除するため、わなの設置地点の付近に存在する未標識群1群について、麻酔銃によりオトナメス個体を捕獲し、GPS発信器を装着し、放獣する。

また、放獣後はGPS発信器装着群の行動を調査し、捕獲への影響を評価する。

○ 対象群の捕獲

対象群については個体数調整捕獲を行い、捕獲頭数は、最大で150頭とする。

鳥獣の捕獲に当たっては、環境省、市町村等が実施する捕獲との重複、競合が生じないよう留意し、捕獲区域、対象個体、実施時期等について事前に及び随時情報共有を行うなど、関係機関と密に連携を行うこと。

○ 捕獲個体の処分

捕獲した個体については、鳥獣保護管理法に基づき適切に処分を行い、死体の扱いについては廃棄物処理法に従い、適切に処理する。

処分費用については、受注者の負担とする。

○ わなの撤去

捕獲終了後、使用したわなについては、捕獲実施場所から撤去する。

ウ ニホンザル広域対策事業報告会の開催

○ 事業報告会の開催・運営

避難 12 市町村向けに、令和 6 年度から令和 8 年度まで実施した本業務の報告会を開催する。

報告会は事業期間内に 1 回、開催時期は令和 9 年 2 月、会場は避難 12 市町村内を想定し、オンライン併用で実施する。

受注者は、報告会の日程調整、会場確保、運営(会場設営、司会進行及びマイク対応等)、資料作成・印刷及び議事録の作成を実施する。

なお、報告会には外部専門家を招へいすることも可能とするが、専門家の旅費及び謝金については、受注者の負担とする。

○ 令和 6 年度から令和 8 年度までの実施内容の報告

令和 6 年度から令和 8 年度までに実施した本業務の内容及び結果について報告する。

報告については、3 年間の GPS 調査、捕獲、遊動域の把握に係る成果を総括し、今後の対応方針について整理した上で、発注者から業務内容について説明し、その後受注者より実施結果の報告を行うことを想定する。

○ 事業結果に基づく避難 12 市町村におけるニホンザル対策の方針提案

報告会の中で、事業の実施結果に基づく避難 12 市町村におけるニホンザル対策の方針提案を行い、参加者において議論を行う。

受注者は、報告会資料として、方針案を作成し、会議における説明は発注者が行う。

4 事業に必要な物品の調達方法

事業に必要な物品については、リース契約により調達するものとする。ただし、消耗品についてはこの限りではない。

5 提出書類

- (1) 委託業務着手届 (契約締結後速やかに)
- (2) 主任技術者通知書 (契約締結後速やかに)
- (3) 委託業務完了届 (業務完了後、遅滞無く)
- (4) 業務計画書 (業務開始日まで)
- (5) その他業務遂行上必要と認められるもので、発注者が指示したもの

6 業務報告書の作成

- (1) 本業務で行った内容について、業務報告書を作成する。

業務報告書には 3 (2) で作成した、議事録、各業務の実施状況の記録、成果品等を記

- 載する。また、その他にも受注者が必要と認めるものは記載するものとする。
- (2) 発注者等から取得した情報の取扱いは、受注者の責任の下確実に行うこと。
 - (3) 業務報告書のデータ等については、発注者の承認を受けずに使用しないこと。

7 成果品

以下のものを提出すること。(納入先 発注者)

- ・業務報告書 5部
- ・業務報告書を収めた CD-ROM 3枚
編集可能な形式 (Word、Excel 等)
PDF 形式

8 その他

(1) 成果品の帰属

成果品のすべては、発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに第三者に公表・貸与してはならない。

(2) 法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たって、関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 注意事項

受注者は、関係者に対し常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意志や主体性を最大限に尊重するものとする。

(4) 中立性の保持

受注者は、業務の遂行に当たって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(5) 秘密性の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 打合せ等

受注者は、業務の実施に当たって、発注者と綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

また、受注者は発注者からの必要な資料の提供又は説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(7) 疑義の解釈等

本業務を行うに当たっては、発注者と十分に協議した上で実施すること。また、本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者で協議の上、これを定める。

令和8年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策
事業委託

当初設計書

福島県生活環境部自然保護課

令和 8 年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業

設 計 書

区分	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費	1	式			A=明細表（①直接人件費）
直接経費	1	式			B=明細表（②接経費）
諸経費	50	%			$C=A \times 0.5$
小計					$D=A+B+C$
					D' ※万円未満切り捨て
技術経費	10	%			$E=(A+C) \times 0.1$
小計					$F=D+E$
					F' ※万円未満切り捨て
消費税相当額	10	%			$G=F' \times 0.1$
合計					$H=F' +G$

明 細 書

項 目	数 量	単価（円）	金額（円）	摘要
①直接人件費	1 式			
（内訳）				
主任技師	7.0 人			
技師A	29.0 人			
技師B	23.0 人			
技師C	64.0 人			
技術員	47.0 人			
計				
②直接経費	1 式			②-1+②-2
②-1 旅費				
日当	131.0 日			
車両費	123.0 台			
ガソリン代(L)	1,501.0 ℓ			
通信費雑費	57.0 回			
計				
②-2 材料費				
パソコン使用料	47.0 日			
GIS使用料	32.0 日			

項 目	数 量	単価（円）	金額（円）	摘要
デジタルカメラ使用料	23.0 日			
受信器一式使用料	15.0 日			
GPS首輪ダウンロード機材使用料	3.0 日			
小型重機使用料	4.0 日			
小型重機オペレーター	4.0 日			
小型重機配送料	2.0 日			
誘引餌代	40.0 回			
クラウドまるみえほかくん使用料	180.0 日			
捕獲檻リース料	300.0 日			
通信機能付きセンサーカメラ使用料	600.0 日			
センサーカメラ通信費	600.0 日			
単3アルカリ電池	144.0 本			
ライフル型麻醉銃使用料	12.0 日			
麻醉薬・投薬器一式	151.0 回			
GPS発信機	1.0 台			
死体処分料	150.0 頭			
会場使用料	1.0 日			
会議システム	1.0 日			
プロジェクター使用料	1.0 台			
コピー代	1.0 式			
報告書印刷費	1.0 式			
計				